

第 19 回から第 20 回までの再生会議結果

平成 19 年 9 月 11 日

第
19
回
会
議

【平成 19 年 6 月 8 日（金）・浦安市民プラザ Wave 101】

1 第 17 回から第 18 回再生会議の結果について

第 17 回から第 18 回までの再生会議結果について、資料に基づき確認した。

2 平成 18 年度三番瀬再生事業の実施結果の概要について

資料 2 により事務局から三番瀬再生事業の結果・成果のポイントについて説明があった。

3 主要な再生事業に関する平成 18 年度実施結果及び平成 19 年度の実施方法について

資料 3 - 1 ~ 4 により、主要な 4 つの事業（三番瀬再生実現化検討（推進）事業、行徳湿地再整備、三番瀬自然環境調査、市川海岸塩浜地区護岸改修事業）について事務局から説明があった。その後、議題 2 と併せて質疑応答及び意見交換が行われた。

主な意見等は次のとおり。

- ・三番瀬再生事業の実施に当たっては、年数を重ねて地道に情報収集していく必要があるため、再生会議の委員などの参加による公開の勉強会を月 1 回でも実施するなど検討していただきたい。
- ・三番瀬自然環境調査（資料 3 - 3）について、底生生物の平均個体数・平均湿重量を見ると危機的な状況といえるのではないかと。また、県が平成 6 年に策定した「行徳内陸性湿地再整備計画」では、暗渠水路を開削して拡張することになっていたと思うが、その点についてはどのような状況となっているのか。
- ・【県の回答】底生生物調査結果における平均個体数は 2002 年度の調査と比較して大きな変化はない。平均湿重量は資料のグラフ上は大きく下がっているように見えるが、過去の調査での最高・指定の変動範囲内に収まっている。
暗渠水路の開渠化については、あまりにも事業費が過大すぎるため、県の財政状況から見ても困難であることから検討はなされなかった。
- ・暗渠水路の開渠化についての問題は、湾岸道路と京葉線という 2 つの大きな構造物の下を通すことは工法的に不可能に近いほど困難であることから、やむなく検討から外す旨、円卓会議の時に既に県から説明を受けている。

<p>第 19 回 会 議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度の三番瀬再生実現化推進事業の進め方については、関心の高い点なので、一刻も早く公開による検討をお願いしたい。 ・ 行徳湿地再整備や市川海岸塩浜地区護岸改修事業など事業が並行して進んでいるので、県三番瀬再生推進室において総合的な把握・調整をしていく必要がある。 <p>4 自然再生（湿地再生）関係について</p> <p>資料3 - 5により事務局から説明があった。その後、意見交換が行われた。</p> <p>主な意見等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方向が決まってから再生会議への報告という形は、納得いくものでなく心外である。途中経過の説明を行うべきであった。 ・ 三番瀬環境学習施設等検討委員会においても、環境学習施設について、公園等三番瀬に隣接する公共用地の活用方法も含めて早めの対応をお願いしている。これだけの面積では環境学習施設としても不十分ではないか。 ・ 県には、浦安市における自然再生（湿地再生）のためにコーディネートをしっかりしていただき、イニシアティブを取ってできることがあれば少しでもやっていただきたい。 ・ 企業庁所有の高校用地を海側の一般住宅地と交換できないか。 ・ 企業庁の持っている緑地は、公共用の緑地であることから一体的に運用すれば両方にとって良い使い方ができるのではないか。 ・ 浦安市民の多くは、三番瀬よりも教育などに予算を回してほしいという意見であり、再生会議の中で議論していると三番瀬も非常に大きな問題に見えるが、地域住民・市民感情からすると、今回、市が設置することとした三番瀬干潟観察舎（環境学習施設）の規模（内容）で精一杯のところではないか。 ・ 浦安市としては、非常に地価が上がっている状況下において、三番瀬干潟観察舎用地2,000㎡の取得は、市としてできるぎりぎりの範囲であり、精一杯であることを御理解いただきたい。高校用地の交換については、他市の高校に行く中学生が非常に多く、市民の立場としては承知できないことと考える。 ・ 【県の回答】県としては、これまで未確定の部分もあったため、検討経緯を報告しかねたが、その点は申し訳なく思っている。 企業庁の所有地を廉価で活用・処分することは、企業庁が県と独立した組織として経営面を厳しく問われていることから難しい。県としても大規模な湿地については無理だとしても、これまでの議論の趣旨に若干でも合った形となるよう、土地所有者や浦安市と協議し
-----------------------------------	--

てまいりたい。

会長まとめ（議題2～4）

- ・19年度三番瀬再生実現化推進事業（資料3-1）については、早急に委員会を設置するなどプロセスも含めできる限り公開により、調査計画の策定等の検討をする必要がある。
- ・行徳湿地再整備（資料3-2）については、暗渠水路の開渠化に関する検討の経緯等を整理して議事録に付加したものを各委員に配布するとともに、次回、引き続き検討することとする。
- ・三番瀬自然環境調査（資料3-3）については、18年度調査結果に基づく三番瀬全体の評価を、また、市川海岸塩浜地区護岸改修事業（資料3-4）については、20年度の実施計画作成に向けたモニタリング手法を三番瀬評価委員会にお願いする。
- ・浦安市日の出地区の自然再生（湿地再生）については、本日の意見を集約して、浦安市における土地利用計画の市民との協議状況などを踏まえて整理し、次回、引き続き検討することとする。

5 報告事項について

資料4-1～3により、平成18年度三番瀬環境学習施設等検討委員会、三番瀬自然環境データベース構築事業、三番瀬漁場再生検討委員会の検討状況について、それぞれ事務局から報告があった。

6 その他

- ・資料5-1～3により、三番瀬再生支援事業補助金応募要領、三番瀬に係る平成18年度自然環境保全基礎調査の結果、三番瀬において実施予定の事業（市川航路・泊地の維持浚渫工事）について、また、資料以外に、三番瀬再生国際フォーラム、三番瀬漁業補償問題、次回三番瀬再生会議日程（9月11日（火）18時から、浦安市民プラザWave101にて）について、それぞれ事務局から報告があった。
- ・なお、議論不足等のため、9月11日（火）よりも早い時期にもう1回会議を開催する必要がある旨意見があったため、開催するかどうかについて会長・副会長が預かり、検討することとした。

<p>第 20 回 会 議</p>	<p>【平成19年8月1日(水)・午後6時30分～午後9時05分】</p> <p>1 第18回から第19回までの再生会議の結果について</p> <p>第18回から第19回までの再生会議結果について、資料に基づき確認した。</p> <p>2 自然(湿地)再生(浦安日の出地区)について</p> <p>資料2により事務局から説明があった。その後、質疑応答及び意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可処分宅地の増加分の半分位は、再生のために利用してもいいのではないか。 また、「明海・日の出地区の土地区画整理事業に用地の提供を求めることは、当湿地の広域性や特殊性から考えると適切でない」、「現時点では用地取得はできないこと」の意味を伺いたい。 ・【県の回答】用地の無償提供は、都市再生機構の規定によりできないと聞いている。また、「広域性・特殊性から考えると適切でない」とは、この湿地が三番瀬全域にわたる広域的なものであり、かつ特殊なものであることから、土地区画整理事業に土地の提供を求めることは適切ではないという意味である。「現時点では用地取得はできないこと」とは、県の財政状況が悪く、19～21年度の3か年でも財源不足が生じ、予算確保の見通しが立っていないためこのような表現をしている。 ・三番瀬再生の観点から、緑地の活用や隣接する護岸のあり方などについて、関係者と具体的な検討をしていく中で、浦安市の原案よりも、さらによくなるという明るい見通しはあるのか。 ・【県の回答】周辺の緑地を含めるといろいろな可能性は考えられるので、浦安市がこれから地元住民との調整をしていくことと併せ、県としても調整の役割を果たしていきたい。 ・企業庁、都市再生機構、浦安市と一緒に設計する場を県が設定すれば、市にとっても、三番瀬の再生の観点からもよりよいものができるのではないかと。前向きな調整を希望する。 ・県だけで抱え込んで結論を出してしまった。浦安市も努力しているので、県も努力しないといけない。 ・市民感情からも、浦安市で湿地再生はできない状態であるのに、まだこの絵が生きていたのかという思いである。今後は、護岸など違った観点から浦安市のこれからのことについて議論していただきたい。 ・湿地再生について市民全員が反対しているわけではない。浦安市でパブリックコメントも実施するので、県もきちんと対応していただ
-----------------------------------	---

きたい。最後まで何ができるのか追及していくことが大事である。

- ・【浦安市の意見】干潟観察舎とその周辺の計画については、市がイニシアティブをとって関係者ともども市民も加わって考えていきたい。護岸施設については、県の協力もいただきたいと考えている。

会長まとめ（議題2）

- ・浦安日の出地区の湿地再生については、地元での議論が先行し、再生会議の場で十分に議論してこなかった。地元の考えを理解しながら、どのように円卓会議での精神を生かしていくかを考えていく必要がある。関係者がざっくばらんに話せる機会を県で作ってほしい。

3 三番瀬再生実現化推進事業の検討組織等について

資料3により三番瀬再生実現化推進事業の検討組織等について事務局から説明があった。その後、質疑応答及び意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・三番瀬再生実現化推進事業の検討組織の委員に、海水温の上昇や生物相の変化など海域の情報を持っている経験豊かな漁業者を加えていただきたい。
- ・【県の回答】漁業者の方は、まだ再生会議に参加いただけていない状況だが、当然漁業者の方たちにも参画をお願いしていきたい。
- ・三番瀬再生実現化推進事業の検討組織は、護岸の検討委員会とは違って、三番瀬全体の再生を睨みながら広い視野からの検討を行う組織なので、ピンポイントの試験の話だけにならないようにしていただきたい。
- ・三番瀬の再生にとって、目標生物がどういうものであるのか、共通認識を持つことが必要であり、生物多様性回復のための目標生物調査事業は、緊急早期着手をしていただきたい。
- ・今年度は、有志によるクラブ活動として再生目標生物の調査をやっていきたいので、県の支援をお願いしたい。20年度は、それを具体的に進めていくため、どのように内容を精査するのかを含めて進めていきたい。

会長まとめ（議題3）

- ・県からの提案どおり、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）に基づき、干潟的環境形成、淡水導入の試験、自然（湿地）再生の検討を行う「三番瀬再生実現化推進事業」について、学識経験者・環境保護団体・地元住民等から構成される検討組織を設置し、公開の場で検討していく。

なお、設置目的にある「技術的な助言」は「技術的な検討を基本として総合的な助言を得ることを目的とする」等、訂正の検討を指示。

<p>第 20 回 会 議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生目標生物については、基礎的な整理が前提として必要だと思うので、評価委員会でも議論していただきたい。また、クラブ活動でも調査をお願いし、県も出来る範囲で協力すること。また、既存の資料の収集もやっていただき、少し蓄積していく必要があると思う。 <p>4 行徳湿地再整備事業（暗渠水路の開渠化）について</p> <p>資料4により事務局から説明があった。その後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから先、具体的な実験・検討が始まっていくと思うので期待している。 ・水路の開削について、財源がないからできないということではなくて、長期的視点・目標に立って工夫し、今年はどれだけのことができるのかを考えていく必要がある。 <p>5 報告事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回会議において国への予算要望に間に合うように早く会議を開催すべきではないかという意見があったことから、「三番瀬再生会議の開催日程と予算関連スケジュール（19年度の例）」（資料5-2）を基に、9月・11月での再生会議での意見を踏まえて県・国の予算に反映させていく過程について事務局から説明があった。 ・次回三番瀬評価委員会の開催（8月3日（金））、三番瀬再生支援事業補助金の交付団体等、市川漁港の整備について事務局から説明があった。 <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三番瀬再生国際フォーラム（20年1月開催予定）について、現在調整をしているところだが、プログラムの詳細や当日の運営に協力していただける県民の方々を広く募集して進めていくことと、次回三番瀬再生会議日程（9月11日（火）18時から、浦安市民プラザWave101にて）について、事務局から報告があった。
-----------------------------------	---